

武蔵村山市公式ホームページへの広告掲載取扱要領

(平成18年1月31日付企画財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 武蔵村山市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告の掲載については、武蔵村山市広告掲載取扱要綱(平成16年武蔵村山市訓令(乙)第173号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告は、武蔵村山市が市ホームページ上に設ける広告欄にバナー広告として掲載させるものとし、その規格は、次のとおりとする。

画像サイズは、縦60ピクセル、横150ピクセルとし、その容量は、4キロバイト以下とする。

ファイル形式は、G I F (Graphics Interchange Format)形式とする。

2 広告主は、広告の掲載位置を指定できないものとし、かつ、同時に2以上の広告欄に広告を掲載することができないものとする。

(広告の内容)

第3条 市ホームページに掲載することができる広告は、掲載するバナー広告によりリンクするホームページの内容が要綱第3条第1項の規定に該当するものでなければならない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までを1期とし、次条の規定による広告主の申込みに応じて1期から12期までのいずれかとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日が武蔵村山市の休日に関する条例(平成3年武蔵村山市条例第29号)に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは同項中「月の初日」とあるのは「月の初日の翌日以後最初の市の休日でない日」とし、月の末日が市の休日の前日又は市の休日に当たるときは同項中「末日」とあるのは「末日の翌日以後最初の市の休日でない日の前日」とする。

(広告掲載の申込み等)

第5条 市ホームページへの広告掲載の申込みは、前条に規定する広告の掲載期間の初日の属する月の前々月の初日から末日までの間に行わなければならない。

2 広告主は、前項の広告掲載の申込みに当たっては、掲載を希望する広告のデータをフロッピーディスクその他の市長が認める記録媒体に記録して提出しなければならない。

(版下の提出)

第6条 前条第2項の規定による広告のデータの提出があったときは、要綱第8条第1項の規定による版下の提出があったものとみなす。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載決定者が支払うべき広告掲載料は、1期分の広告1件につき15,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の申込みにより同一の広告を3期以上掲載することに決定された広告掲載決定者が支払うべき広告掲載料は、同項の規定により算定した額に次の各号に掲げる当該決定に係る広告を掲載する期の数の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 期から 5 期までのいずれか 100 分の 95

6 期から 11 期までのいずれか 100 分の 90

12 期 100 分の 80

- 3 広告掲載決定者は、納入通知書により市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載決定の取消し等又は広告掲載の一時中止)

第 8 条 市長は、要綱第 11 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合のほか、市ホームページに掲載した広告の内容が第 3 条の規定に該当しなくなったと認めるときは、広告掲載の決定を取り消すとともに当該広告を削除し、又は当該広告の掲載を一時中止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を一時中止した場合において当該広告の内容が第 3 条の規定に該当することとなったと認めるときは、広告の掲載を再開することができる。

(広告掲載料の返還)

第 9 条 既に納入した広告掲載料は、前条第 1 項の規定により広告を削除し、又は広告の掲載を一時中止した場合においても、これを返還しない。

- 2 市ホームページの閉鎖又は広告主の責によらない理由により広告若しくはバナー広告によるリンク先のホームページを閲覧することができないこととなったときは、広告掲載料に当該広告の掲載期間のうち当該閲覧することができなかつた日数を乗じて得た額を当該広告を掲載すべき日数で除して得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を返還する。

- 3 前項の閲覧することができなかつた日数には、当該閲覧することができなくなつた日を含み、閲覧が可能となつた日を含まないものとする。この場合において、閲覧することができなくなつた日と閲覧が可能となつた日が同じ日であるときは、その日は、閲覧することができなかつた日に含まないものとする。

附 則 (平成 21 年 3 月 16 日企画財務部長決裁)

この要領による改正後の第 7 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から同月 30 日までを 1 期目として申込みのあつた広告に係る広告掲載料について適用する。